

令和3年度島根県障害福祉サービス施設・事業所等における 感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する令和3年度島根県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和3年4月13日障発0413第1号）（以下「国実施要綱」という。）に基づき、県内の障害福祉サービス施設・事業所等（以下「補助事業者」という。）が実施する衛生用品等の購入に必要な経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス等を継続して提供することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき補助事業者が実施する障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業を交付の対象とする。

ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。

- (1) 補助事業者が実施する事業について、別表の第2欄に定める対象経費について、第3欄に定める助成額の算定により算定した助成額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14

条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、様式第2号により速やかに県へ報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県あて返還しなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により県が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

2 補助事業者が地方公共団体である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる条件並びに次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(交付申請及び実績報告)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、様式第1号による申請書（次項及び次条において「申請書」という。）を知事に提出しなければならない

い。

2 申請書は、事業の実績に基づき作成するものとし、補助金等交付規則第10条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金の交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定したときは、申請書を提出した者に対し、速やかに、その内容を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別表

1. 基準単価				
分類	No	サービス名		
通所系	1		40人以下	20千円/事業所
	2	療養介護	41人～60人	30千円/事業所
	3		61人以上	40千円/事業所
	4		生活介護	14千円/事業所
	5	自立訓練（機能訓練）		7千円/事業所
	6	自立訓練（生活訓練）		7千円/事業所
	7	就労移行支援		7千円/事業所
	8	就労継続支援A型		7千円/事業所
	9	就労継続支援B型		7千円/事業所
	10	就労定着支援		3千円/事業所
	11	自立生活援助		3千円/事業所
	12	児童発達支援		7千円/事業所
	13	医療型児童発達支援		7千円/事業所
	14	放課後等デイサービス		7千円/事業所
短期入所	15	短期入所		7千円/事業所
入所・居住系	16		40人以下	20千円/事業所
	17	施設入所支援	41人～60人	30千円/事業所
	18		61人以上	40千円/事業所
	19		共同生活援助（介護サービス包括型）	7千円/事業所
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）		7千円/事業所
	21	共同生活援助（外部サービス利用型）		7千円/事業所
	22		40人以下	20千円/事業所
	23	福祉型障害児入所施設	41人～60人	30千円/事業所
	24		61人以上	40千円/事業所
	25			40人以下
26	医療型障害児入所施設	41人～60人	30千円/事業所	
27		61人以上	40千円/事業所	
訪問系	28	居宅介護		3千円/事業所
	29	重度訪問介護		3千円/事業所
	30	同行援護		3千円/事業所
	31	行動援護		3千円/事業所
	32	居宅訪問型児童発達支援		3千円/事業所
	33	保育所等訪問支援		3千円/事業所
相談系	34	計画相談支援		3千円/事業所
	35	地域移行支援		3千円/事業所
	36	地域定着支援		3千円/事業所
	37	障害児相談支援		3千円/事業所
2. 対象経費				・令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用
3. 助成額の算定				・施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- ・療養介護
 - ・医療型児童発達支援
 - ・医療型障害児入所施設
 - ・居宅介護（共生型・基準該当含む）
 - ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）
 - ・同行援護（基準該当含む）
 - ・行動援護（基準該当含む）
 - ・生活介護（共生型・基準該当）
 - ・短期入所（共生型・基準該当）
 - ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）
 - ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
 - ・児童発達支援（共生型・基準該当）
 - ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）